

恵庭市まちづくり基本条例

検証報告書

(たたき台)

平成30年8月 日

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会

目次

	ページ
1. 検証にあたって	1～ 2
2. 重点項目の検証結果	
【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画	3～ 4
【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み	4～ 7
【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み	7～ 8
【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み	9～10
3. 検証結果の報告	10

●参考資料

- (1) 恵庭市まちづくり基本条例
- (2) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱
- (3) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会委員名簿
- (4) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会の開催状況

1 検証にあたって

恵庭市では、市民自治によるまちづくりの実現に向け、市民、議会、市長などの執行機関とその職員の役割や権利と責務を定め、「協働のまちづくり」を進めるための基本的事項をとりまとめた「恵庭市まちづくり基本条例」を制定し、平成26年1月1日から施行されました。

この基本条例は、「5年を超えない期間ごとに」社会情勢に適合しているものであるか検討を行うことを定めており、この検討を行うため、平成30年4月に市民と市職員で構成された「恵庭市まちづくり基本条例検討市民委員会」が設置され、基本条例に基づく協働のまちづくりがどのように進められてきたかを確認し、市の施策が基本条例の基本的な理念や精神に沿って執行されているか検証を行いました。

検証は、8回の会議を経て意見の取りまとめを行ったほか、基本条例に対する市民の認識や意見などを聴く意見交換会を開催した上でこの報告書を作成いたしました。

検証に当たっては、基本条例に沿って、市の施策が執行されているか、各部署において自己検証をし、検討委員会では、その内容を確認するとともに、条例が目指す「協働によるまちづくり」に特に重要と考えられる事項を重点項目とし、ヒアリングシートを作成して担当課を交えて活発な意見交換を行いました。

重点項目は、「協働によるまちづくり」を検証する視点から次の4項目を設定しました。（詳細：次ページ「重点項目一覧表」参照）

- 【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画
- 【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み
- 【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み
- 【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み

重点項目以外でも協働のまちづくりに関する事項として重要なものについては議題とし検証いたしました。

恵庭市の協働のまちづくりの推進にこの検証結果が活用されることを委員一同願っております。

平成30年8月 日

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会
委員長 高橋 修

※ 重点項目一覧表

全体テーマ	協働のまちづくりの更なる推進に向けて ～理念に留まらず実行へ移していくために、それぞれの役割において今後必要となることを考える。～
-------	--

[重点1] 市民の協働によるまちづくりへの参画（第2章 市民 関連）

項目	検証の視点	意見交換担当課	事前質問事項
市民の参画(参加)	市民の参画(参画)状況を行政評価マニュアルによる検証を踏まえ、今後さらに市民の参画を高めるための取組みを考える。	企画課	行政評価マニュアルについて
			具体例による市民参画(参加)状況について
			今後の取組みについて

[重点2] 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み（第5章 協働のまちづくり 関連）

項目	検証の視点①	意見交換担当課	事前質問事項
地域関係団体等による協働の取組み	地域で活動する市民、団体などの拠点となる「市民活動センター」の活動状況を検証し、今後さらに地域関係団体等がつながり、協働のまちづくりを進めるための取組を考える。	市民活動推進課	市民活動センターについて
			具体例による市民活動センターの活動(活用)状況について
			今後の取組みについて
項目	検証の視点②	意見交換担当課	事前質問事項
地域関係団体等による協働の取組み	協働のまちづくりの重要な担い手である町内会などの地域コミュニティの活動状況を検証し、今後さらにコミュニティの形成や活動を推進するための取組みを考える。	市民活動推進課	コミュニティについて
			具体例による地域コミュニティの形成や活動に対する市の支援状況について(地域担当職員制度の内容を含めて)
			今後の取組みについて
項目	検証の視点③	意見交換担当課	事前質問事項
地域における安心・安全の取組み	相次ぐ自然災害が発生する昨今、これまで以上にコミュニティのつながりが重要となることから現在の防災体制の状況を確認し、地域における必要な取組みを考える。	基地・防災課	自主防災組織について
			具体的な各種連携状況について
			今後の取組みについて

[重点3] 職員の協働によるまちづくりの取組み（第4章 市長、執行機関及び職員 関連）

項目	検証の視点	意見交換担当課	事前質問事項
職員による協働の取組み	まちづくりに対する職員の職務遂行の姿勢や自らの参加状況を検証し、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進するための職員に求められる取組みを考える。	職員課	職員の自己研鑽や職場研修について
			具体例による職場研修の効果について
			今後の取組みについて
			職員の協働によるまちづくりへの取組み(意識)について
			今後の取組みについて
			職員の地域コミュニティへの参画(参加)状況について
今後の取組みについて			

[重点4] 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み（第3章 議会及び議員 関連）

項目	検討内容	意見交換担当課	事前質問事項
議会・議員による協働の取組み	議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。	議会事務局	議員提案条例に基づく具体的な取組み及び効果について
			行政視察後に取り入れられた取組みについて
			今後の取組みについて

2 重点項目の検証結果

【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画

視点： 市民の参加・参画の状況を、行政評価マニュアルによる検証を踏まえ、今後さらに市民参画が高まるための取組みを考える。

(1) 施策の現状

平成27年4月に策定された「行政評価マニュアル」は、恵庭市の行政評価システムを明らかにし、事務事業評価の手法を定めるとともに、まちづくりの市民参加について事業分類ごとに判定フローを作成し、事業実施に当たってどういった市民参加が必要なかを明らかにしています。

まちづくり基本条例が施行された後に策定されたこのマニュアルに事業の実施に当たって行うべき市民参加の手法について分かりやすくフローで示したことは、市民参加を進める上で効果的で、市民協働を実現させることに有効であると認めることができます。

また、市民参加調書を基に43の事業における市民参加・参画の状況を確認したところ、全ての事業で市民参加を実践しており、中でも計画策定事業においては、都市計画などの専門性の高い特殊なものを除き、ホームページの活用やパブリックコメントの実施、市民委員会等での審議といったマニュアルに定められた手法が執られていることを確認しました。

このように、行政評価マニュアルというツールを通じて、市の事務執行に条例の精神を反映させることができていると確認いたしました。

(2) 今後の取組み

今後は、各事務事業の取組みを取りまとめるに留まらず、良い取組み事例や市民参加の取組みが不足している事例の公表や改善に向けた方策を示すなど、より積極的に市民参加・参画が進むよう後押しすることが必要であると考えます。

行政評価については、まちづくり基本条例の素案を検討していた頃からPDCAサイクルの実効性が課題とされ、特に評価結果を次の施策にどう反映するか工夫が必要とされておりましたが、今回の検証においても同様の意見が出されました。

行政事務には生産性や効率性といった視点になじまないものも多くありますが、

評価結果の反映という視点は大変重要であることから、定量的な評価ができるような工夫を行うことや評価結果の反映について、一層取組みを進める必要があると考えます。

(3) その他の主な意見

- ・行政評価の仕組みが難しい。行政内部だけでなく、市民が理解できるような仕組みを考える必要がある。
- ・多くの市民に関心を持ってもらうために、公表や周知方法においては多様な手法を検討することが大切（例えば、デパートなど商業施設との連携）
- ・行政は分野が広いため、「何年後かにこんなまちになる」という方向性が見えづらい

【重点項目 2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み

視点① 地域で活動する市民、団体などの拠点となる「市民活動センター」の活動状況を検証し、今後さらに地域関係団体等がつながり、協働のまちづくりを進めるための取組みを考える。

(1) 施策の現状

平成29年度の市民活動センターは、会員数142団体個人（正会員86，賛助会員14，応援企業42）、役員11名（理事9，監事2）で、相談等2,980件、機器貸出し140件、印刷機利用509件、会議室貸出し863件の活動実績となっています。

このほか交流事業として「市民活動センターまつり つながるフェスタ」を開催し、平成29年度は300人を超える市民が参加し賑わいをみせています。

市民活動センターの設立から3年が経過し、会員数は当初の52団体個人から142団体個人に増加しており、市民活動の広がりを確認することができます。

また、平成30年4月からは、「アルファコート緑と語らいの広場 えにあす」に活動拠点を移し、施設の充実も図られています。

今後は、市民活動支援拠点としての組織の安定や社会的信用の確立を目指して、組織のNPO法人化に取り組むこととしており、まちづくり基本条例制定後の取組みは年々進んでいることを確認しました。

(2) 今後の取組み

現在、コーディネーター1名体制で市民活動団体から寄せられる様々な要望や問合せに対応しており、組織としての安定性やその基礎となる安定的な収入の確保などが課題となっています。

市民活動支援の本格的な取組みは始まったばかりですが、着実にその活動は広がりをみせています。

今後は、組織と収入の安定に向けた方策を講じることで一層の市民活動の充実、活発化に向けて取り組むことが必要ですが、市民活動センターが自立して運営できるように、市がその活動をサポートしていくことが必要であると考えます。

(3) その他の主な意見

- ・市民がこれまで以上に相談しやすい窓口配慮されたい。

視点② 協働のまちづくりの重要な担い手である町内会などの地域コミュニティの活動状況を検証し、今後さらにコミュニティの形成や活動を促進するための取組みを考える。

(1) 施策の現状

平成30年4月現在、市内には62の町内会・自治会が組織され、8つの小学校校区を単位とした地区町内会連合会を組織しています。

町内会や自治会といった地域コミュニティでは、高齢者や子どもの見守り活動、地域防災活動といった地域の安全・安心活動に取り組んでおり、住みよい地域づくりを進めています。

一方、全国的な傾向と同様に多くの町内会等では、加入率の低下と役員のなり手不足の問題が顕在化しています。

市では、まちづくり基本条例制定後、平成28年度から、地域と行政をつなぎ、地域課題を共有するとともにその課題解決に向けた活動に参加する地域担当職員を3名配置しました。

地域コミュニティとの協働を目指す取組みとして評価できますが、地域担当職員はいずれも兼務発令で、通常業務との掛け持ちとなっていることから、その活動も町内会等からの相談に応えるという範囲に留まり、地域に深く関わっていくことま

ではできない状況にあります。

(2) 今後の取組み

この制度もまちづくり基本条例制定後に始まったばかりですので、今後、地域担当職員の配置体制を検討するとともに、地域担当職員が地域とどう深く関わっていくか、また、加入率など町内会等が抱える問題の解決にどう取り組んでいくか活動の幅が広がることを期待します。

(3) その他の主な意見

- ・地域課題解決のために予算がつけば協働の動きも変わる。
- ・若手の担い手が増えることにより、町内会の役割も変わる。
- ・難しい課題も1ヶ所で解決すれば、他へ波及し地域活動の活性化が図れる。

視点③ 相次ぐ自然災害が発生する昨今、これまで以上にコミュニティのつながりが重要となることから、現在の防災体制の状況を確認し、地域における必要な取組みを考える。

(1) 施策の現状

自助、共助、公助は、防災以外でも用いられる言葉ですが、特に防災や災害対応においては重要とされております。

中でも、地域コミュニティで災害発生時に力を合わせ、自助では乗り切ることができず、かつ公助が及ばない細かい範囲まで助け合う「共助」**は**が大変重要であると言われております。

この「共助」を担う自主防災組織の設立がどう推移しているか検証を行いました。

市内では39の自主防災組織が設立されており、62町内会等のうち世帯数割合で83パーセントの組織率となっております。

組織率の全道平均は56.2パーセント、全国平均は82.7パーセントとなっていることから、市内の組織率は全道平均を上回り、全国平均並みに組織化が進んでいると考えられます。

(2) 今後の取組み

今後さらに、防災のための資機材の整備の補助を行う自主防災組織等活動支援助成事業の実施や防災学習会等による支援を行うことにより、組織率を高め、防災活動の活発化に取組みを進める必要があります。

自主防災活動を通じて地域のつながりや結びつきが強まり、地域コミュニティの維持や深化につながることを期待されます。

このため、地域での自発的な取組みを尊重しつつ、行政が効果的に関わっていく必要があると考えます。

(3) その他主な意見

- ・ 防災において一番重要なのは情報の伝達であり、そのツールはしっかりと整備しておく必要がある。
- ・ 防災は初期段階から軽く考えずに対応していくことが大切であり、庁内全体で取組む体制が必要。

【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み

視点： まちづくりに対する職員の職務遂行の姿勢や自らの参加状況を検証し、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進するための職員に求められる取組みを考える。

(1) 職員研修

まちづくりの主役は市民ですが、行政の実務を担う市職員に協働の意識がなければ協働のまちづくりは進みません。職員がまちづくりに関する知識や能力を十分に発揮することが協働のまちづくりには重要です。

このため、最初に職員の自己研鑽や職場研修の状況について確認をしました。

市の職員研修については、毎年度職員研修計画を策定し、階層別基本研修として行う新任能力形成研修、委託研修として行う専門スキル研修、複雑・多様化する行政ニーズに応えることができる職員を育てるための特別研修など、職場外研修（Off-JT）のほか、各職場で管理職員の指導の下実施する職場内研修（OJT）を推進しています。

年々多くの研修メニューが用意され、職員研修が充実されていることを確認することができました。勤務時間の制約などはありませんが、研修で身に付けた知識などを職場に持ち帰り横展開する取組みが進むことを期待します。

(2) 地域活動

次に職員のボランティアなど地域活動の状況について確認をしました。

市には職員のボランティア団体「シボラ」があり、「きれいなまちづくりキャンペーン」や「高齢者宅などの除雪ボランティア」、といった活動や青年会議所などの市民団体が主催する事業への支援など数多くの活動を行っています。

中でも、毎年「ごみゼロの日」である5月30日に、シボラが中心となって市内の学校や企業・団体に呼びかけ実施している「ごみゼロクリーンウォーキング」には、5,000人を超える市民が参加しており、活動の輪が広がりを見せています。

また、職員の地域活動を進めるため、人事評価の項目に地域貢献を加えており、自らも市民として地域活動に取り組む方策を講じています。

(3) めざす職員像

職員は、自己研鑽に努め、地域活動にも積極的に参加し、基本条例に規定されているように「まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加する」職員となっていくよう期待しています。

(4) その他主な意見

- ・ 職員の育成（研修）は、従来から引き継ぐ基本的な内容を活かしながら、その時代に対応した新たな課題に対する内容を加味することが大切。
- ・ 業務改善の取組みは、発表会などで事例を共有・波及させることが重要。
- ・ 市民にとって「時間」は大切、「待ち時間」「処理時間」はサービス向上の具体的な指標となる。
- ・ 自己研鑽のため自学自習を行う職員に対しては、その努力を汲み取る仕組みや休暇制度などがあると、個々の職員にモチベーションの向上につながる。

【重点項目 4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み

視点： 議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。

(1) 政策形成活動の現状

議会の政策形成活動として代表的なものは議員提案による条例制定ですが、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間において、道内の市町村で議員提案により新規制定された条例は僅か6件*1です。

この6件のうちの1つが「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」で、市内のスポーツ振興を進める条例となっています。

市では、この条例の制定を踏まえ、従前の「スポーツ振興計画」を見直し、新たに平成28年度から10か年の「運動・スポーツ推進計画」を策定し、議員全員が加入する恵庭市議会スポーツ議員連盟と共にスポーツの推進に取り組んでいます。

また、平成29年4月1日から施行された「恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例」も議員提案による条例で、他市町村と比べて恵庭市議会は政策形成活動が活発であることが確認できます。

今後、この条例の目的に資する取組みを市としてどのように進めていくか注目されます。

(2) 議会改革

まちづくり基本条例の素案の検討を行っていた頃、当時の議会改革検討協議会の主催により、当時の市民委員会の委員と全議員が意見交換を行うといった取組みが行われました。

その議会改革検討協議会は、現在は議会改革推進協議会となり、議会議論を深めるための会議日程の見直しや総括質問の代表質問への変更、本会議や委員会を傍聴する市民に配布する資料の充実など様々な議会改革を進めています。

また、議会報のカラー印刷化や本会議のインターネット中継、SNSによる情報発信など市民に対する議会活動の情報発信に取り組む姿勢も確認することができます。

まちづくり基本条例に規定する議会の役割と責務や議員の責務に心を配り、二元代表制の一翼を担う住民の代表として市の発展に尽力されることを期待します。

*1：総務省「地方自治月報 第58号」より

(3) その他主な意見

- ・法では規制されていない地域の問題など、市民生活に対しての議員提案条例にも期待したい。

3 検証結果の報告

市民検討委員会では、重点項目を中心にまちづくり基本条例が市の施策にどのように反映されてきたかを検証いたしました。

重点項目の検証のとおり、今後も引き続き努力を積み重ねる必要がありますが、条例の精神が市の施策や職員の意識、議会活動などに一定以上浸透していると評価しました。

このような現状認識に立って、現行の基本条例の内容を見直すべき情勢の変化もないと判断いたしました。

まちづくり基本条例による市のまちづくりは5年前に始まり、条例制定時には機運も高まりましたが、今後も未永くこの条例の精神が、普遍的に市のまちづくりに取り入れられ、施策の隅々にまで浸透していくことを期待し、検証結果の報告とします。